

# 分 別 収 集 計 画

(第10期)

令和4年6月

渋川地区広域市町村圏振興整備組合  
渋川地区広域市町村圏振興整備組合分別収集計画

## 目 次

1	計画策定の意義 -----	1
2	基本的方向 -----	2
3	計画期間 -----	2
4	対象品目 -----	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号) -----	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) -----	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) -----	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号) -----	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 -----	10
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) -----	12
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) -----	12
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 -----	12

## 渋川地区広域市町村圏振興整備組合分別収集計画

### 1 計画策定の意義

本圏域は、日本そして群馬県のほぼ中央部、雄大な関東平野がはじまる所に位置し、周囲に赤城山や榛名山、子持山などの美しい稜線を望み、利根川、吾妻川の清流が合流するなど、水と緑の豊かな自然に恵まれている。

この恵まれた自然を将来の世代に引き継いでいくためにも、国が策定した第四次循環型社会形成推進基本計画及び群馬県が策定した第三次群馬県循環型社会づくり推進計画を踏まえ、本圏域内における循環型社会の形成を実行していく必要がある。

また、令和4年4月1日よりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、更なる資源循環戦略が望まれている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を目指し、住民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにすることにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

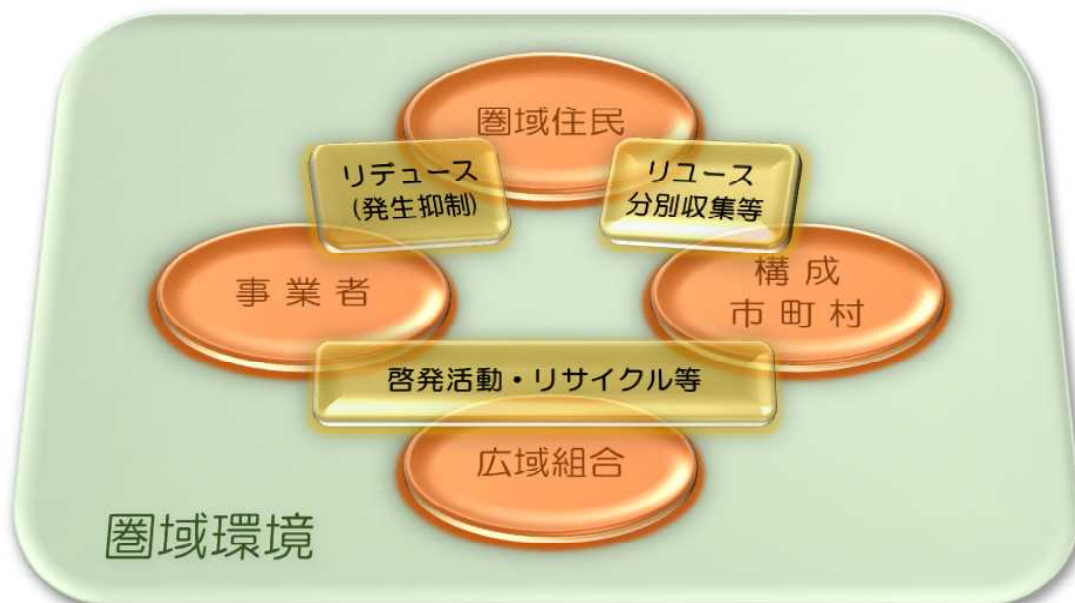
本計画の目的は、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、循環型社会を形成し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与することである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進及び3Rを基本とした地域社会づくり。
- (2) 渋川市・吉岡町・榛東村(以下「構成市町村」という。)は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努める。
- (3) 圏域住民、事業者、構成市町村、渋川地区広域市町村圏振興整備組合(以下「組合」という。)の全てが一体となった取り組みによる環境負荷の低減。

基本的方向のイメージ



## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年計画とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

### (1) 容器包装算定対象廃棄物の算定

市町村分別収集計画策定の手引き（以下「手引き」という。）P30、2-1 概要より、容器包装算定対象廃棄物量を、渋川地区広域圏清掃センター（以下「清掃センター」という。）の搬入量と、構成市町村から聴取した市町村資源ごみ回収事業計画量（以下「回収事業計画量」という。）の合計とした。

同様に、容器包装算定対象廃棄物量の見込みを、回収事業計画量の見込みと清掃センターの搬入量見込み（直近年度の搬入量に経過年ごとの人口変動率を乗じた数値。）の合計とした。

### (2) 容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率

組成調査等の実績値が無いため、手引きP33、表2-3-1 ごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物比率から、A市からM市までの容器包装全体の平均比率を使用し、そこからさらに5年間の平均値（21.8%）とし、容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率として採用した。

5年間の平均値とした理由としては、表に示された年度ごとの比率の差が大きく、選択した年度の比率によって算定される見込みの排出量に大きな差が出るためである。

### (3) 容器包装廃棄物の排出量の見込みの算定

「手引き」P31、2-2 算出方法より、容器包装算定対象廃棄物量に容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率を乗じて算定した。

表5-1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位:t)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
排出量の見込み	広域全体	10,103.5	10,003.1	9,903.6	9,801.4	9,699.1	
	内 訳	渋川市	7,424.9	7,314.5	7,205.1	7,093.2	6,981.1
		吉岡町	1,724.6	1,732.8	1,740.9	1,749.1	1,757.3
		榛東村	953.9	955.8	957.6	959.1	960.6

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者、構成市町村の行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### (1) 啓発事業の充実

構成市町村や組合の広報紙・ホームページ等を活用し、容器包装廃棄物の排出の抑制等について、継続して啓発を行う。

### (2) 環境学習の強化

圏域内の学校や地域社会の場における環境教育、ごみ処理施設の見学などで、住民、事業者に対しごみ処理の状況についての情報を提供し、廃棄物の減量や再資源化について認識を深めてもらう。

### (3) 発生の抑制

構成市町村によるレジ袋削減の推進や、使い捨て容器の使用自粛運動等及び事業者による過剰包装抑制等、具体的な発生抑制策を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項3号)

最終処分場の状況、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表7-1左欄のように定める。

また、圏域住民の協力度合い及び組合が有する施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表7-1右欄のとおりとする。

なお、プラスチック製容器包装については、令和6年度より分別収集を開始する予定となっている。

表 7-1 容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶 (不燃物・集団回収)
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のガラス製容器</li> <li>— 茶色のガラス製容器</li> <li>— その他のガラス製容器</li> </ul>	ガラスびん (資源ごみ・集団回収)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック (集団回収)
主として段ボール製の容器	段ボール (資源ごみ・集団回収)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 (集団回収)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル (資源ごみ・集団回収)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類 (資源ごみ・集団回収)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

表8-1 渋川地区広域圏全体

(単位：t)

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	510.0		504.7		499.4		493.9		488.5	
主としてアルミ製の容器	164.6		163.4		162.1		160.9		159.6	
無色のガラス製容器	(合計) 159.2		(合計) 157.9		(合計) 156.6		(合計) 155.3		(合計) 154.0	
	(引渡) 149.3	(独自処理) 9.8	(引渡) 147.8	(独自処理) 10.0	(引渡) 146.3	(独自処理) 10.2	(引渡) 144.8	(独自処理) 10.5	(引渡) 143.3	(独自処理) 10.7
茶色のガラス製容器	(合計) 170.4		(合計) 169.1		(合計) 167.7		(合計) 166.2		(合計) 164.8	
	(引渡) 160.0	(独自処理) 10.4	(引渡) 158.4	(独自処理) 10.7	(引渡) 156.8	(独自処理) 10.9	(引渡) 155.1	(独自処理) 11.1	(引渡) 153.5	(独自処理) 11.3
その他のガラス製容器	(合計) 87.1		(合計) 86.5		(合計) 86.0		(合計) 85.4		(合計) 84.9	
	(引渡) 79.8	(独自処理) 7.3	(引渡) 79.0	(独自処理) 7.5	(引渡) 78.2	(独自処理) 7.8	(引渡) 77.4	(独自処理) 8.0	(引渡) 76.6	(独自処理) 8.3
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2.8		2.8		2.7		2.7		2.7	
主として段ボール製の容器	611.1		603.5		596.3		588.7		581.1	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,318.6		(合計) 1,304.2		(合計) 1,290.5		(合計) 1,276.1		(合計) 1,261.7	
	(引渡) 0.0	(独自処理) 1,318.6	(引渡) 0.0	(独自処理) 1,304.2	(引渡) 0.0	(独自処理) 1,290.5	(引渡) 0.0	(独自処理) 1,276.1	(引渡) 0.0	(独自処理) 1,261.7
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 204.9		(合計) 203.6		(合計) 202.2		(合計) 200.8		(合計) 199.4	
	(引渡) 195.9	(独自処理) 9.0	(引渡) 194.1	(独自処理) 9.5	(引渡) 192.2	(独自処理) 10.0	(引渡) 190.3	(独自処理) 10.5	(引渡) 188.4	(独自処理) 11.0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0		(合計) 754.1		(合計) 747.3		(合計) 740.2		(合計) 733.1	
	(引渡) 0.0	(独自処理) 0.0	(引渡) 754.1	(独自処理) 0.0	(引渡) 747.3	(独自処理) 0.0	(引渡) 740.2	(独自処理) 0.0	(引渡) 733.1	(独自処理) 0.0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0	
	(引渡) 0.0	(独自処理) 0.0	(引渡) 0.0	(独自処理) 0.0	(引渡) 0.0	(独自処理) 0.0	(引渡) 0.0	(独自処理) 0.0	(引渡) 0.0	(独自処理) 0.0



表8-2 渋川市

(単位:t)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	382.8		377.1		371.5		365.7		360.0	
主としてアルミ製の容器	112.5		110.8		109.1		107.5		105.8	
無色のガラス製容器	(合計) 115.3		(合計) 113.6		(合計) 111.9		(合計) 110.2		(合計) 108.4	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	111.0	4.3	109.4	4.2	107.8	4.1	106.1	4.1	104.4	4.0
茶色のガラス製容器	(合計) 123.6		(合計) 121.9		(合計) 120.0		(合計) 118.1		(合計) 116.2	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	118.9	4.7	117.2	4.7	115.4	4.6	113.6	4.5	111.8	4.4
その他のガラス製容器	(合計) 61.7		(合計) 60.7		(合計) 59.8		(合計) 58.8		(合計) 57.9	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	59.4	2.3	58.5	2.2	57.6	2.2	56.7	2.1	55.8	2.1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.7		1.7		1.6		1.6		1.6	
主として段ボール製の容器	531.9		523.9		516.2		508.2		500.0	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,077.0		(合計) 1,060.7		(合計) 1,045.1		(合計) 1,028.8		(合計) 1,012.6	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0	1,077.0	0.0	1,060.7	0.0	1,045.1	0.0	1,028.8	0.0	1,012.6
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 141.9		(合計) 139.8		(合計) 137.7		(合計) 135.6		(合計) 133.4	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	141.9	0.0	139.8	0.0	137.7	0.0	135.6	0.0	133.4	0.0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0		(合計) 499.4		(合計) 491.9		(合計) 484.3		(合計) 476.7	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0	0.0	499.4	0.0	491.9	0.0	484.3	0.0	476.7	0.0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表8-3 吉岡町

(単位：t)

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	64.2		64.5		64.8		65.1		65.4	
主としてアルミ製の容器	27.3		27.4		27.6		27.7		27.8	
無色のガラス製容器	(合計) 33.0		(合計) 33.2		(合計) 33.4		(合計) 33.5		(合計) 33.7	
	(引渡数量) 32.0	(独自処理数量) 1.0	(引渡数量) 32.2	(独自処理数量) 1.0	(引渡数量) 32.3	(独自処理数量) 1.0	(引渡数量) 32.5	(独自処理数量) 1.0	(引渡数量) 32.6	(独自処理数量) 1.0
茶色のガラス製容器	(合計) 35.4		(合計) 35.6		(合計) 35.8		(合計) 35.9		(合計) 36.1	
	(引渡数量) 34.3	(独自処理数量) 1.1	(引渡数量) 34.5	(独自処理数量) 1.1	(引渡数量) 34.6	(独自処理数量) 1.1	(引渡数量) 34.8	(独自処理数量) 1.1	(引渡数量) 35.0	(独自処理数量) 1.1
その他のガラス製容器	(合計) 17.6		(合計) 17.7		(合計) 17.8		(合計) 17.9		(合計) 18.0	
	(引渡数量) 17.1	(独自処理数量) 0.5	(引渡数量) 17.2	(独自処理数量) 0.5	(引渡数量) 17.3	(独自処理数量) 0.5	(引渡数量) 17.4	(独自処理数量) 0.5	(引渡数量) 17.4	(独自処理数量) 0.5
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.6		0.6		0.6		0.6		0.6	
主として段ボール製の容器	74.6		74.9		75.3		75.6		76.0	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 185.6		(合計) 186.5		(合計) 187.4		(合計) 188.3		(合計) 189.1	
	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 185.6	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 186.5	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 187.4	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 188.3	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 189.1
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 49.7		(合計) 50.0		(合計) 50.2		(合計) 50.4		(合計) 50.7	
	(引渡数量) 49.7	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 50.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 50.2	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 50.4	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 50.7	(独自処理数量) 0.0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0		(合計) 155.8		(合計) 156.5		(合計) 157.2		(合計) 158.0	
	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 155.8	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 156.5	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 157.2	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 158.0	(独自処理数量) 0.0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0	
	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0

表 8 - 4 榛東村

(単位：t)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
主としてスチール製の容器	63.0		63.1		63.1		63.1		63.1	
主としてアルミ製の容器	24.8		25.1		25.4		25.7		25.9	
無色のガラス製容器	(合計) 10.8		(合計) 11.1		(合計) 11.4		(合計) 11.6		(合計) 11.9	
	(引渡数量) 6.3	(独自処理数量) 4.5	(引渡数量) 6.3	(独自処理数量) 4.8	(引渡数量) 6.3	(独自処理数量) 5.1	(引渡数量) 6.2	(独自処理数量) 5.4	(引渡数量) 6.2	(独自処理数量) 5.7
茶色のガラス製容器	(合計) 11.3		(合計) 11.6		(合計) 11.9		(合計) 12.2		(合計) 12.5	
	(引渡数量) 6.7	(独自処理数量) 4.6	(引渡数量) 6.7	(独自処理数量) 4.9	(引渡数量) 6.7	(独自処理数量) 5.2	(引渡数量) 6.7	(独自処理数量) 5.5	(引渡数量) 6.7	(独自処理数量) 5.8
その他のガラス製容器	(合計) 7.9		(合計) 8.1		(合計) 8.4		(合計) 8.7		(合計) 9.0	
	(引渡数量) 3.4	(独自処理数量) 4.5	(引渡数量) 3.3	(独自処理数量) 4.8	(引渡数量) 3.3	(独自処理数量) 5.1	(引渡数量) 3.3	(独自処理数量) 5.4	(引渡数量) 3.3	(独自処理数量) 5.7
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
主として段ボール製の容器	4.6		4.7		4.8		4.9		5.0	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 56.0		(合計) 57.0		(合計) 58.0		(合計) 59.0		(合計) 60.0	
	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 56.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 57.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 58.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 59.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 60.0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 13.3		(合計) 13.8		(合計) 14.3		(合計) 14.8		(合計) 15.3	
	(引渡数量) 4.3	(独自処理数量) 9.0	(引渡数量) 4.3	(独自処理数量) 9.5	(引渡数量) 4.3	(独自処理数量) 10.0	(引渡数量) 4.3	(独自処理数量) 10.5	(引渡数量) 4.3	(独自処理数量) 11.0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0		(合計) 98.9		(合計) 98.8		(合計) 98.6		(合計) 98.5	
	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 98.9	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 98.8	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 98.6	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 98.5	(独自処理数量) 0.0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0	
	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0	(引渡数量) 0.0	(独自処理数量) 0.0

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

### (1) スチール製容器・アルミ製容器

清掃センター搬入量に当該項目の構成市町村の内訳の数値がないため、令和3年度の搬入量実績値を平成29年度～令和3年度の構成市町村不燃物平均搬入比率（渋川市70.4%・吉岡町14.1%・榛東村14.8%）で案分し構成市町村の内訳を算出した。

次に、手引きP52（2）より、当該内訳に経過年ごとの人口変動率を乗じて、構成市町村の内訳の見込みを算出した。

当該見込みと回収事業計画量の見込みの合計が、構成市町村別分別収集量の見込みである。

### (2) 無色ガラス製容器・茶色ガラス製容器・その他ガラス製容器

ガラス製容器（ビン類）全体の直近年度の搬入量実績に、経過年ごとに人口変動率を乗じて見込みを算出した。

次に、当該見込みを平成29年度～令和3年度の平均搬入比率（無色ガラス38.4%・茶色ガラス41.1%・その他ガラス20.5%）で案分し、色別の見込みを算出した。

当該見込みと回収事業計画量の見込みの合計が、構成市町村別分別収集量の見込みである。

### (3) 紙パック

清掃センターでは、紙パック回収実績が無いため、構成市町村の回収事業計画量のみ記入した。

### (4) 段ボール・その他紙

当該項目の清掃センター回収分の構成市町村内訳の数値がないため、令和3年度の搬入量実績値を平成29年度～令和3年度の構成市町村可燃物平均搬入比率（渋川市72.6%・吉岡町17.2%・榛東村10.2%）で案分し構成市町村の内訳を算出した。ここでの数値は段ボールとその他紙の合計量であるため、あらかじめ清掃センターにて直近の搬入比率（段ボール80%、その他紙20%）を確認し、それぞれの搬入量を算出した。

次に、当該内訳に経過年ごとの人口変動率を乗じて構成市町村の内訳の見込みを算出した。

当該見込みと回収事業計画量の見込みの合計が、構成市町村別分別収集量の見込みである。

(5) ペットボトル

処理内訳（容リ協引渡量）については、清掃センターに搬入された直近年度の構成市町村別収集実績に、経過年ごとに人口変動率を乗じたものが構成市町村別分別収集量の見込みである。

また、処理内訳（独自処理量）については、榛東村での実施となり、令和3年度収集実績に経過年ごとに人口変動率を乗じたものが見込みである。

(6) その他プラスチック製容器包装

令和6年度より収集を開始することから、手引きP52(3)実績がない場合により、人口が近似している館林衛生施設組合の一人当たりの原単位に市町村人口及び人口変動率を乗じプラスチック類搬出量を算出した。

次にプラスチック類中の容器包装プラスチック搬出比率を乗じたものがプラスチック類容器包装収集量の見込みである。

※見込みの算定に用いた人口変動率は以下のとおりである。

(渋川市)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
72,804 人 (対前年度比) 97.8 %	71,727 人 (対前年度比) 98.5 %	70,650 人 (対前年度比) 98.5 %	69,552 人 (対前年度比) 98.4 %	68,453 人 (対前年度比) 98.4 %

(吉岡町)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
22,265 人 (対前年度比) 100.5 %	22,370 人 (対前年度比) 100.5 %	22,475 人 (対前年度比) 100.5 %	22,581 人 (対前年度比) 100.5 %	22,687 人 (対前年度比) 100.5 %

(榛東村)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
14,224 人 (対前年度比) 99.9 %	14,207 人 (対前年度比) 99.9 %	14,190 人 (対前年度比) 99.9 %	14,167 人 (対前年度比) 99.8 %	14,144 人 (対前年度比) 99.8 %

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

収集・運搬業務は、構成市町村の責務で実施し、組合は搬入物の中間処理を行う。

分別収集は、構成市町村の現行の収集体制を最大限に活用して行う。

なお、現在、構成市町村の自治会や住民団体による集団回収が進んでいるスチール製容器、アルミ製容器、各種ガラス製容器、各種紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるようにする。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

構成市町村は、容器包装廃棄物収集の用に供する集積場所及び保管場所等の整備を行う。

組合は、組合に搬入された容器包装廃棄物のうち、缶類については、組合の不燃物処理施設で選別・圧縮・保管を行い、ガラスびん及びペットボトルについては、組合のリサイクル施設で中間処理・保管を行う。

また、その他プラスチック製容器包装については、業務委託により中間処理・保管を行う。

なお、構成市町村及び組合は、当該施設の機能が十分果たせるよう、適切な維持管理を継続して行う。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

構成市町村は、住民や事業者の意見、要望を反映させ容器包装廃棄物の分別排出の啓発、指導を行うほか、行政と自治会や住民団体との協力体制を整備し、分別収集体制の確立に努める。

組合は、構成市町村から搬入された資源物の選別及び保管を行い、ごみの減量化、ごみ処理費の軽減及びごみの再資源化を目的として処理施設を運営する。

また、年度毎に分別収集計画の区分毎の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。